

旅行業を継続する場合（JATA 保証社員）

1. 行政庁へのお手続き

事業廃止届等の提出

事業廃止等をした日から30日以内

2. 日本旅行業協会でのオンライン退会お手続き

オンライン退会お手続き

・書類のダウンロード専用フォームから退会届をダウンロードします。

フォーム：<https://form.run/@kaiin-taikai>

以下をPDFにしてアップロードします。

①退会届

※会費請求に関するお問い合わせは、申請フォーム下（その他）にご記入ください。

3. 営業保証金供託又はANTA保証社員加入のお手続き

•営業保証金供託のお手続き

•正会員退会届(オンライン)を提出した日の翌日から7日以内に営業保証金を主たる営業所を管轄する法務局へ供託し、登録行政庁へ届出する必要があります

•営業保証金供託書の写しを当協会弁済担当へ送付してください。

ANTA保証社員へ加入の場合のお手続き

あらかじめANTAへの入会承諾を得たうえで、ANTAへ弁済業務保証金分担金を納付した後、同納付書の写しを当協会弁済担当へ送付してください。

4. 弁済業務保証金分担金返還請求のお手続き

弁済業務保証金分担金返還請求書類の取得

上記①の書類のアップロード後、画面に表示されるボタンから「弁済業務保証金分担金返還請求に関する書類」をダウンロードします。

書類の郵送提出

ダウンロードした「弁済業務保証金分担金返還請求に関する書類」一式を、JATA弁済業務担当まで郵送で提出します。

※①退会届以外の書類一式が対象です。

弁済業務保証金分担金返還請求に関するお問い合わせ先・書類送付先

お問い合わせ先 JATA 弁済業務担当：

•電話：03-3592-1271（音声案内3番）

•メール：bensai@jata-net.or.jp

•住所：〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-3 全日通霞が関ビル3階

•宛先：日本旅行業協会 弁済担当

【重要】退会手続きの完了には、オンライン提出（①）に加え、①以外の書類の原本を当協会まで郵送でご提出いただく必要があります。